

# 津山市暴力団排除条例

(平成 23 年津山市条例第 21 号)

平成 23 年 9 月 27 日公布

改正 平成 26 年 3 月 25 日条例第 8 号

## 逐条解説

平成 23 年 11 月 1 日

環境福祉部環境生活課

改訂 平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。公共工事への具体的な介入例として、暴力団員が、特定の公共工事の施工方法に因縁をつけるなどして、受注者等から、地元対策費等の名目で金銭を交付させたり(恐喝)喝取、暴力団に資金提供等を行っている暴力団関係企業が、公共工事の受注や下請等への参入しようとしたりする例もみられます。さらに、公共工事の談合に応じない者に対して暴力団員が圧力を加えるものや、談合を容認する見返りとして暴力団が請負金額の一定割合を上納させるなどの事例があり、このような暴力団の資金獲得活動が、市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、公平な経済活動に支障をきたすなど、本市の社会経済活動の発展にも著しい悪影響を及ぼしています。

この条は、このような暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市民、事業者、行政が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保することなどをこの条例の目的とすることを示しています。

(2) 「市」とは、市長(補助機関である職員を含みます。)、市教育委員会等の市の執行機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第7章に規定する執行機関をいいます。)の全てをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民（市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (5) 関係団体 暴力団対策法第32条の3第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

1 趣旨

この条は、本条例における用語の定義を定めたものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- (4) 第4号の「市民等」には、市内に在住する市民及び市内に事業所を設置している事業者のほかに、市内に勤務する者、通学している者及び滞在する者並びに市内において事業活動を行う事業者（個人事業者を含みます。）を含みます。
- (5) 第5号の「関係団体」とは、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターその他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいいます。
- (6) 第6号の「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園を除く小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高

等専門学校，同法第 1 2 4 条に規定する専修学校並びに同法第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校をいいます。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は，暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で，暴力団を恐れないこと，暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として，市，市民等，県，警察，関係団体その他関係行政機関の連携及び協力の下に推進されなければならない。

1 趣旨

この条は，津山市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であること」とは，市民に対する卑劣な暴力，暴力団同士の対立抗争，更には示威活動等により，市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること，組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており，社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2) この条において「暴力団を恐れないこと，暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと」とは暴力団排除・暴力追放のいわゆる「三ない運動」としての概念であり，津山市からの暴力団の排除を推進する上での市民等の基本的な取組方針を示したものです。

(市の責務)

第 4 条 市は，前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり，市民等，県，警察，関係団体その他関係行政機関と連携し，及び協力して，暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は，市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に，かつ，相互の連携を図り取組むことができるよう，市民等に対し，次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発
- (2) 暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言
- (3) 暴力団の排除のための活動に取組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対する保護措置（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 1 1 条に規定する保護措置をいう。）の警察本部長への要請

## 【第1項関連】

### 1 趣旨

この項は、暴力団の排除に関する施策の取組方法を定めたものです。

### 2 解説

- (1) 暴力団排除のために、市単独で施策を推進するのではなく、警察など関係機関・団体及び市民等と連携・協力して、効果的な施策を推進する必要があることを定めたものです。
- (2) 「県」とは、知事（補助機関である職員を含みます。）、県教育委員会等の岡山県の執行機関（地方自治法第7章に規定する執行機関をいいます。）の全てをいいます。
- (3) 「警察」とは、岡山県公安委員会及び岡山県警察本部をいいます。警察は、県の組織に含まれますが、その役割及び重要性に鑑みて特別に区別しています。
- (4) 「その他関係行政機関」とは、暴力団排除に取組む他の市町村及び国等の行政機関を広く含みます。
- (5) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。

## 【第2項関連】

### 1 趣旨

この項は、暴力団の排除のために市が市民等に対して行う支援等について定めたものです。

### 2 解説

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であることから、市民等にその重要性についての理解を深めてもらうために市が広報及び啓発を行うことを定めたものです。暴力団排除の重要性の理解を深めるために、広報紙や市のホームページへの掲載を始め、啓発チラシやポスターの作成のほか、警察と連携し研修会を開くなど広報活動や啓発に力を入れます。
- (2) 具体的な事例が生じた場合、警察などと連携して、関係者に対して活動や対処に必要な情報の提供・助言を行うものです。
- (3) 暴力団の排除のための活動を行う者が、暴力団の組織力を背景とした暴力等による危害を加えられるおそれがあると認められるときは、当該活動を行う者の安全確保の観点から、警察の保護措置（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第11条に規定する保護措置のことをいいます。）を市において要請することを規定したものです。

なお、この規定は、暴力団対策法第32条第2項に定められた「国及び地方公共団体の責務」から導かれるものです。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市、県、警察、関係団体その他関係行政機関が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民及び事業者の役割について定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分です。そのため、市民が自主的な活動に取り組むとともに、暴力団の組織性に対抗するために市民が相互の連携協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを定めたものです。
- (2) 「暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員と会食し交友を深めたり、暴力団が主催するゴルフコンペに出席したりすることなどをいい、暴力団員個人や暴力団という組織との付き合いも含みます。
- (3) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした行事に参加することなどをいいます。

【第2項関連】

- (1) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられます。こうした市民等から情報の提供を受けることにより、この条例や岡山県暴力団排除条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市や県その他の関係機関への提供について定めたものです。
- (2) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

[当該情報の例]

暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。

企業Cが、地元対策費と称して暴力団D組に利益を供与しているとの話を聞いた。

企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。

Hマンションの2階には暴力団I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所がある

かもしれない。

暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

など。

(公共工事等における措置)

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

## 1 趣旨

この条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、市が必要な措置を講ずることを定め、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

## 2 解説

- (1) 市が実施する事務及び事業について、暴力団を利するようなことは許されないことから、市の事務事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。
- (2) 「(市の)事務又は事業により暴力団を利する」とは、(市の事務又は事業を通じ)暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含まれます。

[これらと社会的に非難されるべき関係を有する者]

暴力団員が経営に事実上参加している事業者

暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

など。

- (3) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団員でないことの確認や、従来から実施している指名停止の措置のほか、全ての公共調達契約において、契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合などにおける市の解除権を契約書に記載するなど、市の事務又は事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。

(公共施設の利用における措置)

第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設をいう。以下この条において同じ。)の使用又は利用が暴力団を利することとなると認められるときは、当該公共施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公共施設の使用又は利用を拒み、若しくは許可せず、又は既にした許可を取消することができる。

1 趣旨

この条は、市長等の公共施設の管理者が、公共施設における暴力団の利益となる利用の制限をするにあたり、必要となる根拠を定めたものです。

2 解説

- (1) 「公共施設」とは、市(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含みます。)が、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するために設けた施設等(市庁舎や研究施設等の行政財産を含みます。)をいい、具体的には、市庁舎、スポーツ施設、文化施設、公民館、集会施設、宿泊施設、公園、学校、図書館などがこれに該当します。
- (2) 「暴力団を利することとなる」使用又は利用(以下「使用等」といいます。)とは、公共施設を使用等することによって、暴力団の勢力誇示、組織維持につながるような使用等、又は施設を使用等して得た収益金が、暴力団の資金源となるような使用等をいい、具体的には、  
大ホール等における組長の襲名披露式の開催  
会議室を利用した脱法行為の研究会の開催  
収益金が暴力団の活動資金となる興行の開催  
などがこれに該当します。
- (3) 「当該公共施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公共施設の使用又は利用を拒み、若しくは許可せず、又は既にした許可を取り消すことができる。」とは、(2)の場合には、当該公共施設の管理について定める個々の条例の規定にかかわらず、本条文の定めにより、  
不許可又は不承認  
既にした許可又は承認の取消し  
利用の制限、利用の拒否又は退去の命令  
などの行政処分がなされることとなります。



(学校等における措置)

第8条 市は、その設置する学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する指導又は教育活動の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は青少年の教育に携わる者が、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるようこれらの者に対し、情報の提供その他必要な支援又は協力を行うものとする。

1 趣旨

この条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市が小学校、中学校等において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対して、市が支援等を行うことを定めたものです。

2 解説

【第1項関連】

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があります。

そのため、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を教えることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団に加入したり、暴力団犯罪に巻き込まれたりすることを防止する必要があります。

(2) 将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団組織を弱体化に導くとともに、青少年の福祉を害する犯罪実態(薬物の乱用、暴走族等)を正しく認識させ、資金獲得のために暴力団が介在する犯罪から青少年を守るためには、青少年に対する指導や教育を推進することが極めて重要です。

(3) 「指導又は教育活動」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させるための指導や教育活動に関する措置をいいます。具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の市や警察による情報提供を基に教職員が実施するもののほか、警察職員の派遣を受けて行うものが挙げられます。

【第2項関連】

(1) 「市内に所在する学校(市が設置する学校を除きます。)」とは、私立学校(幼稚園を除く。)、県立学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構津山工業高等専門学校をいいます。

(2) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含みます。

(3) 「指導、助言その他の適切な措置を講じる」とは、青少年の育成に携わる者が、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導す

ることなどをいいます。

- (4) 「情報の提供その他の必要な支援又は協力」とは、警察と連携して暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料の提供，研修会の開催，講師の派遣等を実施することをいいます。

(利益供与の禁止等)

第9条 市民等は，暴力団の活動を助長し，又は運営に資する目的で，暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

1 趣旨

この条は，市民による暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止を定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団の活動」とは，違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいい，運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動），暴力団員による役務の提供（合法的活動）等が挙げられます。
- (2) 「暴力団員が指定した者」とは，暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した人及び団体をいいます。
- (3) 「財産上の利益の供与」とは，金銭，物品のほか，有価証券，債務の免除，金銭・物品の貸与，労務の提供等であって，これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第10条 市民等は，債権の回収，紛争の解決等に関して暴力団員等を利用すること，自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等，暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

この条は，市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

2 解説

- (1) この条は，市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したのですが，これは市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で，暴力団の威力を自己のために利用することは，暴力団の排除に反する許されない行為であるためです。
- (2) 「威力」とは，人の意思を制圧するに足りる勢力のことをいい，「暴力団の威力」とは，暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいい

ます。

- (3) 「暴力団の威力を利用」するとは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接的に他者に認識させることです。例えば、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることは「暴力団の威力の利用」に当たります。

( 委任 )

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

趣旨

この条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定したものです。

付 則

この条例は、平成 2 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

趣旨

この条例の施行期日を定めたものです。

付 則 ( 平成 2 6 年 3 月 2 5 日 条例 第 8 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

趣旨

第 2 条 第 5 号 中 「 第 3 2 条 の 2 第 1 項 」 を 「 第 3 2 条 の 3 第 1 項 」 に 改 め た も の で す 。